

海外事情研究所 2017年度 第3回所員研究会

■ 報告者：セン・ラージ・ラキ

「明治文学に描く女学生のダブルバインドと養子法・制度」

日本の各人が代表されるようになる近代法律であった明治民法が長時間と強烈な議論を経て 1898 年施行される。ドイツやフランスなどの法令や思想の影響を受けて実施されたと知られているが、明治民法は従来から行われてきた慣習なども成文化にいたり、その一つの例としては養子法・制度があげられる。このような、近代国家を目指した日本は法律のみならず女性の教育に目を向け、明治 10 年代に女子教育が本格的にはじまり、知識人を始めとして人々が見たことのない女学生層が誕生する。その後、女学生が明治期の男性作家の表現の対象になり、恋愛相手として憧れ、また煩悶の対象ともなった。このように女学生が様々な作家によって表象されるが、その多くは彼女らを「他者」として描く傾向が顕著だった。本発表では、女学生層の誕生の際に彼女らが直面した近代化と国民国家の形成がどのように受け取られたかを、三宅花圃（1868-1944）と樋口一葉（1872-1896）が作品で描いた養子法・制度と並行して分析を行い、社会的な地位と新知識を得た際女学生たちが経験した**ダブルバインド**を明らかにする。

2017年11月1日(水)

12:40 ~ 14:10

海外事情研究所

(研究講義棟 427号室)



『滑稽新聞』Vol. 106 (1月1日、1906)。国立図書館より。

事前申し込み不要

問い合わせ：海外事情研究所 (ifa@tufs.ac.jp)